

平成 25 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 26 年 7 月 4 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第5 監査の結果

2 個別事項

(2) 総務部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
人権同和教育啓発センター	<p>ア 改善等を求める指摘事項 (ア) 浜田市人権尊重のまちづくり推進大会講演業務委託について 平成24年3月中に参考見積を1者から徴しているが、本見積を徴さず、見積調書も作成せずに、参考見積を徴した1者と平成24年10月24日付けで1号随意契約していた。</p> <p>a 参考見積を徴することができるのであれば、見積書の徴取を省略せずに適切な契約事務を行うべきである。</p> <p>b 特命随意契約とするときは、その選定理由を明らかにされたい。</p> <p>c 更に、競争性の導入についても検討されたい。</p> <p>なお、浜田市契約規則運用基準第23条第3項第3号には見積書の聴取を省略できる場合が定められており、①「相手方の選定において目的達成の必然条件があること」、②「契約金額について経済性を求めることが目的達成に支障があるとき」の2点を同時に満たすものに限り見積書の徴取を省略することができるものとするものである。当然のことながら、この条項の乱用は現に慎まなければならないものであり、契約の透明性が確保されていなければならないものである。</p>	<p>a ご指摘のとおり改善します。</p> <p>b ご指摘のとおり改善します。</p> <p>c ご指摘のとおり検討しますが、講師は、特定の斡旋業者に登録している場合がほとんどであり、人権・同和問題に関するテーマで講師を選定するということを考慮すると、競争性の導入にはあまりなじまないと考えます。</p>
	<p>(イ) 完了届及び実績報告書について</p> <p>a 事業費補助を行っている複数の事業で3月31日付けで完了届が提出されて</p>	<p>a ご指摘のとおり改善します。</p> <p>b ご指摘のとおり改善します。</p>

	<p>いるが、次年度（4月1日以降）の日付で受付処理されているため、事業年度内に履行確認ができていないものと思われる。適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>b 実績報告書についても、複数の事業で4月26日付けで提出されており、年度終了から起算しても2週間を超えている。補助金運用基準第5の規定に従い、補助事業等の完了後2週間以内に提出させるよう改善されたい。</p> <p>c これらの補助事業は事業費補助であり、事業実施時期の前倒し等の指導を行うことによって、年度内ギリギリでの事業完了を回避することが可能である。余裕をもって履行確認を行うためにも、事業実施期間等について適切な指導を行うよう改善されたい。</p>	<p>c ご指摘のとおり改善します。</p>
	<p>イ 改善等の検討を求める意見 （ア）市に事務局を置く団体の補助金交付事務について 市職員が団体の事務を行うことは、団体の自立の阻害要因となるばかりでなく、団体の会計事務に伴う補助金交付の申請と審査を同一人が行うことによる懸念も生じかねない。 市と団体との関係及び団体の事務のあり方について、今一度検討されたい。</p>	<p>現在、3つの団体の事務局を浜田市人権同和教育啓発センターにおいて持っており、それぞれ規約の中に明記しています。これらの団体の事務のあり方についてご指摘のとおり検討します。</p>

(8) 上下水道部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
下水道課	<p>ア 改善等を求める指摘事項 （ア）各種補助金支給に係る手続について 略式決裁で処理されている事案が多数見受けられるが、浜田市事務処理規則第20条第2項第1号に規定される定例又は軽易な事項に該当しないと考</p>	<p>実績報告が提出された際には、起案用紙により補助金交付額の確定を行うように改善します。</p>

	られるため、起案用紙を用いて補助金交付額の確定等を行うよう改善されたい。	
	イ 改善等の検討を求める意見 (ア) 公営企業会計への移行について 現在、国においてワーキンググループを編成し検討されている。5～10年以降で導入を検討されているが、まだ法整備されていない。上水道と簡易水道が平成28年度に統合することもあり、将来的には職員は複式簿記の知識が必須になるため、国の動向等に注目し情報収集を心がけ、知識の習得に努められたい。	これまで研修会等に参加し、情報収集や知識の習得に努めて参りましたが、今後も引き続き国の動向に注目し、情報収集や知識の習得に努めて参ります。
	ウ 付記 (ア) 将来的な下水道事業について 市内でも進捗率が低い浜田自治区においては、平成8年度に「浜田市公共下水道全体計画」を策定したが、膨大な事業費のため国府処理区1箇所の着手となっている。その後平成22年度に「浜田市汚水処理構想」を策定し検討した結果、分散型処理方式による整備を行った場合、大幅に事業費が縮減できる結果となり、事業実施に向け準備を進めている。最少の経費で最大の効果を生むことに努め、下水道進捗率の向上に励んでいただきたい。	最少の経費で最大の効果を生むことに努め、下水道進捗率の向上、接続率の向上に努めて参ります。

(9) 弥栄支所

	指 摘 事 項	措 置 状 況
市民福祉課	ア 改善等を求める指摘事項 (ア) 個別要綱を作成していない補助金支給について 個別の要綱がない補助金については、意思決定文書(事業実施伺)が必要である。また、継続して支給する補助金については、補助金運用基準第2の規定に従い、規程(要綱)の整備を行うよう改善されたい。	指摘事項のあった個別の要綱がない補助金及び継続して支給する補助金については、浜田市補助金等交付要綱により補助金交付を行い事務処理をしていました。現在は、補助金運用基準に従い規程の要綱を整備し事務処理を行うよう改善しています。
	(イ) 飲料水確保対策事業について	補助金額の変更が発生した場合、支

	<p>補助金の交付決定通知額が 100 万円以上 500 万円未満の事業で、補助金の変更金額が 30 万円、率が 20%を超える事業があるが、変更申請の手続きが取られていない。補助金運用基準第 4 に規定される軽微な変更の範囲を超えているので、規程を順守した手続きを行うよう改善されたい。</p>	<p>出負担行為の変更に伴い補助金等明細書に記入し経理担当に提出している。運用基準第 4 の規定を認識しないまま補助金の支出を行っていました。今後は補助金運用基準や申請書類等を確認するとともに、事務担当者の変更があった場合でもチェック体制を慎重に行うよう改善しています。</p>
--	--	---

(10) 三隅支所

	指 摘 事 項	措 置 状 況
自治振興課	<p>ア 改善等を求める指摘事項 (ア) 各種補助金支給に係る手続きについて a 市税の滞納の有無を確認するために納税（完納）証明書を添付させていたり、公用で証明書の交付を依頼したり取扱いがまちまちとなっている。同一の事務については、統一した取扱いとするよう改善されたい。 なお、市税滞納状況の確認については、全庁的に統一した扱いとなるよう調整されたい。</p> <p>b 同じ団体が複数の補助金の交付を受けている事例が散見されたため、収支報告書を確認したところ、団体の総決算に入っていない補助事業があった。事業費補助の場合も当該補助金に係る部分の収支決算だけでなく、団体全体の決算状況も合わせて確認するよう改善されたい。</p> <p>c 千円未満の端数切捨てで算定することとなっている補助金において、円単位まで算定し、本来以上の額を交付しているものがある。要綱どおりの取扱いとするよう改善されたい。</p> <p>(イ) 契約担当課としての事務処理について a 契約担当課としての起案書類に、記</p>	<p>a 住宅建築費補助金については、現在、旭、弥栄、三隅自治区で実施しているが、統一した取扱いになるように調整する。 市税滞納状況の確認について、全庁的に調整された後は、その方法に統一する。</p> <p>b 浜田市補助金等交付規則第 19 条に基づき、必要に応じて決算状況について確認する。</p> <p>c 要綱どおりの取扱いとする。</p> <p>a 執行担当課からの起工伺時に訂正が見受けられた起案については、執行担当課に返却し、再起案を促している。</p>

	<p>載の訂正が見受けられた。記載内容を十分に確認し書類を作成されたい。</p> <p>b 随意契約において作成された見積調書に開封執行者の落札決定印の押印漏れが散見された。執行者はもちろんのこと、開封担当者及び担当者においても、書類に不備を無くすよう複数チェック体制の構築を図られたい。</p>	<p>契約担当である自治振興課においては、担当者、係長及び課長で内容の確認を慎重に行うよう努めています。</p> <p>b 見積調書の開封執行者の落札決定印の押印については、全庁で統一した処理がされていなかったため今まで遺漏となっていた。今後は押印漏れがないよう開封担当者及び担当者で留意したい。</p>
	<p>(ウ) 文書管理について</p> <p>a 三隅支所においては、独自のファイリングシステムにより文書管理を行っているが、フォルダ式となっているので、参照時には、バラバラにならないよう注意されたい。</p> <p>b 独自の文書管理を行う場合でも、起案文書の文書分類は規則どおりに記入するよう徹底されたい。</p>	<p>a 三隅支所の文書管理システムは平成13年4月から導入しており、課内職員の文書の情報の共有化が図れ、廃棄や保存基準が明確になるほか、執務環境の保全、情報公開への対応に即したものであり、文書管理が構築されたシステムとなっている。</p> <p>キャビネットや保存箱からの持ち出しの際には、フォルダから文書が散文しないよう、各職員は留意しており、参照の後にも漏れなく保存が出来るようにしている。</p> <p>なお、フォルダ式の参照の際のメリットとして、必要な文書のみフォルダから取り出せ、すぐにコピーが取れるという利点があります。</p> <p>b ご指摘のとおり、起案文書の大・中・小分類については、文書分類表に基づいて記入し、ファイル名については、フォルダのタイトル名を記入するよう職員に再度、周知徹底を図っていきたいと考えております。</p>
	<p>イ 改善等の検討を求める意見</p> <p>(ア) 三隅自治区自治会連合協議会に対する補助金について</p> <p>当該団体については、浜田市連合自治組織補助金(100,000円)及び三隅自治区コミュニティ整備推進事業補助金(71,000円)が交付されているが、実績報告の収支決算書において、補助</p>	<p>三隅自治区自治会連絡協議会では、各自治会からの分担金を徴収して会を運営し、分担金部分が剰余金として発生している。</p> <p>剰余金の抑制の対応策については、各年度の事業実施状況を踏まえて、補助金申請の取りやめ、減額についても検討する。また、今後の組織の在り方</p>

	<p>金交付額の 2 倍以上の額にあたる 380,655 円の剰余金が発生しており、補助金が無くても自立した運営が可能な場合が想定される。</p> <p>その原因を調査し、補助金の減額又は打切りを含めた改善策を検討された。</p>	<p>も含めて自立した運営を検討する。</p>
--	---	-------------------------